事業契約書(案)

事 業 名 1

沼津市公共施設照明LED化事業

事業内容

公共施設照明LED化(別紙仕様書のとおり)

3 対 象 施 設 別紙1の沼津市内の公共施設

履行期間

令和●年●月●日 から

令和●年●月●日 まで

5 契約金額

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥										

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 <u>, 000円</u>

契約保証金 免

沼津市(以下「発注者」という。)と●●●●(以下「受注者」という。)とは上記業務に ついて別添の条項による事業契約(以下「本事業契約」という。)を締結し、それぞれ信義 に従って誠実にこれを履行するものとする。

本事業契約は、仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設 等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定による議会の議 決がなされたときに、これを本契約とする。

本事業契約の証として、本書2通を作成し発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有 する。

令和●年●月●日

発 注 者 沼津市

沼津市長 賴重 秀一 印

受 注 者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表社員 職務執行者

印

(別添)

目 次

第1	章 総	則
	第1条	(目的等)
	第2条	(事業の遂行)
	第3条	(事業日程)
	第4条	(事業の箇所)
	第5条	(受注者の資金調達)
	第6条	(許認可及び届出等)
	第7条	(暴力団等の排除措置)
第2	章 調	査及び設計
	第8条	(調査業務)
	第9条	(設計業務)
	第 10 条	(第三者による実施)
	第11条	(設計の変更)
	第 12 条	(対象施設の瑕疵等)
第3	章 施	工業務及び設備データベース構築業務
第1	節	総則
	第13条	(施工業務及び設備データベース構築業務の実施)
	第14条	(第三者による実施)
	第 15 条	(受注者の責任)
	第 16 条	(施工計画書等)
	第17条	(工事監理)
	第 18 条	(本工事に伴う利用者対策)
	第 19 条	(本工事期間中の保険)
第2	節	検査·確認(
	第 20 条	(工事施工に関する報告)
		(中間確認及び工事現場立会い等)
		(受注者による完工検査)
		(発注者による完工確認)
		(完成確認及び所有権等について)
第3		工期の変更
		(工事の一時停止)
		(工期の変更)
		(工期変更の場合の費用負担)10
第4	節	損害の発生10

28条	(第三者に対する損害)	10
29条	(対象設備への損害)	10
引	渡し	11
30条	(供用の開始)	11
31条	(供用開始の遅延)	11
32条	(契約不適合責任)	11
維持	管理	12
総	則	12
33条	(維持管理業務)	12
34条	(維持管理体制の整備)	12
35条	(維持管理体制の確認)	12
36条	(第三者による実施)	13
37条	(年間維持管理業務計画書等の提出)	13
38条	(名簿の提出等)	13
39条	(対策)	13
40条	(対象設備の修繕)	14
モ	ニタリング	14
41条	(事業報告書)	14
42条	(モニタリングの実施)	14
43条	(損害の発生)	14
契約	金額の支払	14
44条	(契約金額の支払)	14
45条	(契約金額の減額)	15
契約	の終了及び損害賠償	15
46条	(契約期間)	15
47条	(発注者の任意解除権)	15
48条	(発注者の催告による解除権)	15
49条	(発注者の催告によらない解除権)	16
50条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	17
51条	(受注者の催告による解除権)	17
52条		
53条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	18
54条		
55条		
56条		
57条		
58条	(保全義務)	20
	29 30 31 32 33 43 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49	29条 (対象設備への損害) 引渡し 30条 (供用の開始) 31条 (供用開始の遅延) 32条 (契約不適合責任) 維持管理 総則 33条 (維持管理業務) 34条 (維持管理な制の整備) 35条 (維持管理な制の整備) 36条 (第三者による実施) 37条 (年間維持管理業務計画書等の提出) 38条 (名簿の提出等) 39条 (対象設備の修繕) モニタリング・(対象設備の修繕) セニタリングの実施) 41条 (事業報告書) 42条 (モニタリングの実施) 43条 (損害の発生) 契約金額の支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 59 条	(関係書類の引渡し等)	20
第7章 雑貝	W	21
第 60 条	(公租公課の負担)	21
第61条	(協議義務)	21
第62条	(金融機関等との協議)	21
第 63 条	(秘密保持)	21
第64条	(著作権等)	21
第65条	(著作権の侵害防止)	22
第66条	(権利等の譲渡制限)	22
第 67 条	(遅延利息)	22
第 68 条	(管轄裁判所)	22
第69条	(疑義に関する協議)	22

第1章 総則

第1条 (目的等)

- 1 本事業契約は、別紙1記載の沼津市公共施設等(以下「対象施設」という。)に現在設置されている照明設備に関し、受注者が発注者に履行期間中継続的に環境問題の早期改善、省エネルギー、光熱費及び修繕費の削減等を目的とした LED 化事業(以下「公共施設 LED 化事業」という。)を行うこと(提供すること)を目的とする。
- 2 本事業契約において用いられる用語の定義は、別紙3の用語の定義に定めるところに よる。

第2条 (事業の遂行)

- 1 受注者は、本事業を本事業契約、基本協定書、募集要項、要求水準書等及び提案書に従って遂行しなければならない。
- 2 受注者は、事業の履行の確保が困難となった場合又は基本協定書第4条に定める委託 先による事業の履行の確保が困難になった場合において、別の委託先を選定する等の当 該業務の履行の確保のための措置を行う場合は、事前に本事業の具体的内容について発 注者に書面を提出し、発注者の承認を得ることを要する。
- 3 発注者は、本事業が民間事業者である受注者によって実施されることを十分理解し、 その趣旨を尊重するものとする。
- 4 本事業契約、募集要項、要求水準書等及び提案書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本事業契約、募集要項、要求水準書等及び提案書の順に優先して適用される。ただし、提案書以外の上記書類と提案書の内容に差異がある場合には、提案書に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回るときに限り、提案書が優先される。

第3条 (事業日程)

本事業は、次に記載される日程に従って実施されるものとする。

(内)整備期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

(内)維持管理期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

第4条 (事業の箇所)

本事業を実施する箇所は、別紙1に示すとおりとする。

第5条 (受注者の資金調達)

本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に別段の規定がある場合を除き、全て受注者の責任において行うものとする。

第6条 (許認可及び届出等)

- 1 受注者は、本事業契約上の受注者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の 取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。
- 2 受注者は、前項の許認可及び届出に際して、事前に発注者に対して説明及び報告を行 うものとする。
- 3 受注者は、発注者が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを発注者に 提出するものとする。
- 4 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 5 発注者が本事業に関し、許認可を取得し又は届出を行う必要があり、受注者に対して協力を求めた場合、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

第7条 (暴力団等の排除措置)

発注者は、受注者に対して、社員及び本事業に関して受注者又は社員から本業務を受託する又は請け負う第三者(以下「社員等」という。)」が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、●●警察署長に対して照会を行うことができる。受注者は必要に求めに応じて、照会に必要な情報を提供しなければならない。

- (1) 社員等について、暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していること。
- (2) 社員等について、暴力団員を役員以外で事業に関し、使用人又は代理人として選任していること。
- (3) 社員等について、暴力団員が自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等 又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を 利用していること。
- (4) 社員等が、暴力団に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (5) 社員等が暴力団等に関係する受注者であることを知りながら、当該受注者に下請を行い、その他当該受注者を利用していること。

第2章 調査及び設計

第8条 (調査業務)

- 1 受注者は、本事業契約締結後、提案書に従って、速やかに、調査業務を開始するものとする。
- 2 受注者は、事前に、調査実施体制を発注者に対して通知するものとする。
- 3 受注者は、調査業務の実施にあたって、設計業務に必要な情報を整理するとともに、施 設利用者や児童生徒など関係者に対する信頼感・安心感に配慮して、調査業務を実施す るものとする。

第9条 (設計業務)

- 1 受注者は、本事業契約締結後、提案書に従って、速やかに、設計業務を開始するものとする。
- 2 受注者は、関係法令を遵守の上、本事業契約に基づき設計業務を実施するものとする。
- 3 受注者は、事前に、設計業務の責任者を選任した上、その名称及び組織体制を発注者に 対して通知するものとする。
- 4 受注者は、事前に、設計にかかる設計計画書(詳細工程表を含む。以下同じ。)を作成 した上、発注者に対して提出し、発注者の承認を得るものとする。受注者は、発注者の承 認を得た設計計画書に従って設計業務を遂行するものとする。
- 5 受注者は、定期的に又は発注者の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況に関 して発注者に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について発注者と 協議するものとする。
- 6 受注者は、設計業務の成果品(以下「実施設計図書」という。)を作成した場合には、 発注者に対して提出し承認を得るものとする。
- 7 前項に基づき受注者が実施設計図書を提出後14日以内に発注者が理由を添えて異議を申し出ない場合、発注者が実施設計図書を承認したものとみなす。また、発注者が理由を添えて、異議を申し出た場合には、受注者は、是正の上、発注者に実施設計図書を再度提出する。この場合においては、前項及び本項を準用する。

第10条 (第三者による実施)

- 1 受注者は、調査業務及び設計業務の遂行に当たり、自ら又は社員に委託して実施する ものとする。また、受注者は、当該委託を受けた社員をして調査業務又は設計業務の一部 を他の社員に再委託させることができる。
- 2 受注者は、自ら又は社員以外に調査業務又は設計業務の全部若しくはその主たる部分 を一括して委託してはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所その他発注者が求め る事項を発注者に事前に通知した上、発注者の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 受注者は、調査業務又は設計業務の一部を社員以外の第三者に委託する場合、事前に、 かかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に届け出るものとする。
- 4 調査業務及び設計業務に関して受注者は、第三者(受注者の社員を含む。)における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

第11条 (設計の変更)

1 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対して、対象設備の設計変更を請求する ことができる。ただし、当該設計変更が工期の変更を伴うとき又は提案の範囲を逸脱す るときは、この限りでない。受注者は、かかる請求を受領した日から 14 日以内に、当該 設計変更の当否及び受注者の本事業の実施に与える影響を検討した上、発注者に対して その結果を通知するものとする。発注者は、かかる受注者の検討結果を踏まえて当該設計変更の当否を最終的に決定した上、受注者に対して通知するものとし、受注者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。

- 2 受注者は、設計変更の必要性及びそれが受注者の本事業の実施に与える影響を検討し、 かかる検討結果を発注者に対して通知し、かつ、発注者の事前の承諾を得た上で、対象設 備の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が発注者の責めに帰すべき事 由によるときは、設計変更の内容について協議した上、発注者はこれを承諾するものと する。
- 3 前二項の定めるところに従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により発注 者又は受注者において損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり当該設計変更に より受注者において生ずる追加的な費用を含む。)が発生したときは、発注者及び受注者 は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計 変更により受注者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、発注者は、受注 者と協議した上、契約金額の支払額を減額することができる。
 - (1) 当該設計変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者がこれを負担するものとし、契約金額を増額することにより受注者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該設計変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合、受注者がこれを負担するものとする。
 - (3) 当該設計変更が法令変更による場合、別紙2に定めるところに従って、発注者又は 受注者がこれを負担するものとする。負担割合に関しては両者協議の上決定する ものとする。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、別紙2に定めると ころに従って、発注者及び受注者がこれを負担するものとする。
 - (5) 当該設計変更が対象施設の瑕疵等による場合、第 12 条に定めるところに従って、発注者がこれを負担するものとする。

第12条 (対象施設の瑕疵等)

- 1 本事業契約の他の規定にかかわらず、発注者が受注者に対して本事業の手続において 書面により提供した対象施設に係る図書等と、対象施設の工事の着工時における現況が 異なること、又は対象施設の主要構造部(壁、柱などをいう。以下同じ。)に瑕疵がある ことが明らかとなった場合、受注者は、その旨を直ちに発注者に報告するものとし、必要 に応じて、それらへの対応方法(設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更を含むが、 これに限られない。)につき発注者と協議を行うものとする。
- 2 前項に定めるところの協議の結果、設計変更、工期又は供用開始予定日の変更が行われた場合、かかる変更により発注者又は受注者に生ずる損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり受注者において生ずる追加的な費用を含む。)は、合理的な範囲において発注者がこれを負担するものとし、発注者と受注者との間の協議により決定される方法

に従って、受注者に対して支払うものとする。

第3章 施工業務及び設備データベース構築業務

第1節 総則

第13条 (施工業務及び設備データベース構築業務の実施)

- 1 受注者は、第9条第6項及び第7項に定めるところに従って実施設計図書につき発注 者の承認(みなし承認を含む。)を得て、かつ、施工業務に要する各種申請手続その他必 要となる手続が完了した後速やかに、施工業務を開始するものとする。
- 2 受注者は、関係法令を遵守の上、本事業契約及び実施設計図書に従い、施工業務及び設備データベース構築業務を実施するものとする。

第14条 (第三者による実施)

- 1 受注者は、施工業務及び設備データベース構築業務を自ら又は社員若しくは協力企業 に請け負わせて実施するものとする。受注者は、本工事を請け負った社員をして、他の社 員に請け負わせることができる。
- 2 受注者は、自ら又は社員若しくは協力企業以外に施工業務及び設備データベース構築 業務の全部若しくはその主たる部分を一括して請け負わせてはならない。ただし、かか る第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に事前に通知した上、発注者 の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 受注者は、施工業務及び設備データベース構築業務の一部を社員及び協力企業以外の 第三者に請負させる場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他、発注者が求める事 項を発注者に届け出るものとする。
- 4 施工業務及び設備データベース構築業務に関して受注者は、第三者(受注者の社員及び協力企業を含む。)における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

第15条 (受注者の責任)

- 1 施工業務に係る施工方法その他施工業務を完了するために必要な一切の手段については、受注者が自己の責任において定めるものとする。
- 2 設備データベース構築業務の構築方法については、仕様書に定めるところに従うものとするが、仕様書に記載のない、設備データベース構築業務を完了するために必要な一切の手段については、受注者が自己の責任において定めるものとする。
- 3 受注者は、整備期間中、施工業務及び設備データベース構築業務に関して必要な経費 を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。発注者は、相当な範囲におい てこれに協力するものとする。

第16条 (施工計画書等)

- 1 受注者は、本工事の着工前に、施工計画書を作成し、発注者に対して提出するものとする。
- 2 受注者は、前項の定めるところに従って発注者に対して提出した詳細工程表に従って 本工事を遂行するものとする。
- 3 受注者は、本工事期間中、工事現場に常に施工記録を整備するものとする。

第17条 (工事監理)

- 1 受注者は、発注者の求めるところに従って、工事監理者を配置して工事監理の状況について随時報告させるものとする。
- 2 受注者は、工事監理の状況について工事監理者の作成した月報及び監理報告書を提出 するものとする。

第18条 (本工事に伴う利用者対策)

- 1 発注者は、本事業契約締結日から施工業務の着手日までの間に、対象施設の施設管理 者に対し本事業にかかる事業計画の説明を行い、了解を得るよう努めるものとする。
- 2 受注者は、施工業務の実施により生じうる騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞、振動その 他本工事が施設管理者に与える影響を勘案した上、合理的に要求される範囲において対 策を実施するものとする。
- 3 受注者は発注者に対して、前項に定める対策の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
- 4 対策により受注者に生じた損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり受注者に おいて当該対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。)については、受注者がこれを 負担するものとする。ただし、発注者が設定した条件又は発注者が実施した説明に直接 起因して受注者において生じた損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり受注者 において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。)については、発注者が これを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間において 協議により決定するものとする。

第19条 (本工事期間中の保険)

受注者は、自ら又は社員にて、整備期間中、仕様書第13(1)記載の保険に加入し、又は加入させるものとする。

第2節 検査・確認

第20条 (工事施工に関する報告)

受注者は、発注者が要請したときは、本工事に係る施工の事前説明及び事後報告を行う

ものとする。また、発注者は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

第21条 (中間確認及び工事現場立会い等)

- 1 発注者は、本工事期間中随時、受注者に事前に通知した上で、対象設備が実施設計図書 に従って整備されていることを確認するため、受注者に対して本工事について中間確認 を求めることができるものとし、また、工事現場において本工事の状況を、受注者の立会 いの上、確認することができるものとする。
- 2 受注者は、前項に定めるところの中間確認及び本工事の状況確認の実施について、発 注者に対して最大限の協力を行うものとし、また、発注者に対して必要かつ合理的な範 囲において説明及び報告を行うなど最大限の協力を行うものとする。
- 3 発注者は、前二項に定めるところの確認の結果、対象設備が本事業契約、実施設計図書 に従って整備されていないと判断した場合、受注者に対してその是正を勧告することが でき、受注者はこれに従うものとする。

第22条 (受注者による完工検査)

- 1 受注者は、各対象設備及び設備データベース構築について、それぞれ、その日程を 14 日前までに発注者に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、完工検査 (竣工検査及びその他の検査を含む。) をそれぞれ行うものとする。
- 2 発注者は受注者に対し、前項に定めるところの完工検査への立会いを求めることができるものとし、受注者は、これに従うものとする。ただし、発注者は、かかる立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 前項に定めるところの発注者の立会いの有無を問わず、受注者は発注者に対して、第 1項に定めるところの完工検査の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写 しを添付した上、報告するものとする。

第23条 (発注者による完工確認)

- 1 発注者は、第22条に定めるところの受注者による各対象設備の完工検査の終了後、各対象設備の供用開始に先立って、以下の各号に定めるところに従って各対象設備の完工確認を個別に実施するものとする。
 - (1) 受注者は、工事現場において、施工者を立ち会わせ、かつ、施工記録を準備した上、 発注者による完工確認を受ける。
- (2) 発注者は、対象設備と実施設計図書との照合により、それぞれの完工確認を実施する。
- 2 発注者は、前項に基づく完工確認の結果、対象設備が実施設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合、受注者に対して是正を勧告することができるものとする。受注者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するものとし、是正措置が完了した後、直ちに発注者の確認を受けるものとする。
- 3 受注者は、第1項に基づく完工確認が得られた各対象設備について、発注者にその占

有を移転させるものとする。ただし、当該各対象設備についての受注者から発注者への 民法上の引渡し及び所有権の移転は、次条第3項に定めるところに従ってその効力を生 じるものとし、本項に基づく占有の移転は「仮引渡し」として扱われるものとし、かかる 仮引渡しをもって、当該対象設備についての完工確認の完了とする。なお、当該仮引渡し の時点では、各対象設備についての所有権移転は完了していないことから、次条第3項 の規定による引渡し及び所有権の移転完了までの間に生じた第三者賠償を伴う事故又は 不可抗力による損害については、受注者が加入する保険で賄う(ただし、保険金額の超過 部分及び保険対象外の部分については発注者が負担する。)ものとする。

- 4 発注者は、第22条に定めるところの受注者による各対象設備の完工検査の終了後、各対象設備の供用開始に先立って、以下に定めるところに従って設備データベース構築の 完工確認を実施するものとする。
 - (1) 発注者は、設備データベース構築において仕様書3(5)(ア)に定める必要事項が入出力可能となっていることを確認する。
- 5 発注者は、前項に基づく完工確認の結果、設備データベース構築が前項を充足しない と認める箇所がある場合、受注者に対して是正を勧告することができるものとする。受 注者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するもの とし、是正措置が完了した後、直ちに発注者の確認を受けるものとする。
- 6 受注者は、設備データベース構築について、第4項に基づく完工確認が得られた場合、 エクセルファイルにて生成し、発注者が希望する形式(データ、CD-R等)の提供の完了 をもって、設備データベース構築についての完工確認の完了とする。

第24条 (完成確認及び所有権等について)

- 1 前条により全ての対象設備及び設備データベース構築についての完工確認が完了した場合、発注者は、供用開始予定日までに、受注者による対象設備及び設備データベース構築の整備業務の履行の完了を確認する。なお、発注者は供用開始予定日における本項の履行完了の確認を口頭で行うことができ、その場合には、確認後速やかに完成確認書を作成した上、受注者に対して交付するものとする。なお、発注者は、完成確認書を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 2 受注者は、前項に定める完成確認書の交付を受けなければ、維持管理業務を開始する ことができないものとする。
- 3 第1項に従った発注者から受注者に対する完成確認書の交付により、発注者から受注 者への対象設備の引渡しが行われたものとみなされ、対象設備の所有権は発注者に移転 するものとする。

第3節 工期の変更

第25条 (工事の一時停止)

- 1 発注者は、必要があると認める場合、その理由を受注者に通知した上で、本工事の全部 又は一部の施工を停止させることができる。この場合、発注者は必要に応じて、工期を変 更し、また、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日が変更さ れるときであっても、本事業契約の終了日である令和●●年●月●日は、変更されない ものとする。
- 2 前項に定めるところにより本工事が停止された場合、当該本工事の停止により受注者 に直接生ずる損害、損失又は費用(受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しく は労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。)の負担については、発 注者及び受注者は、本事業契約の他の規定にかかわらず、以下の各号に定めるところに 従うものとする。
- (1) 当該本工事の停止が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者がこれらを負担するものとし、発注者は、受注者と協議の上、契約金額を増額することにより受注者に対して支払うものとする。
- (2) 当該本工事の停止が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者がこれらを負担する。
- (3) 当該本工事の停止が法令変更による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者又は受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。
- (4) 当該本工事の停止が不可抗力による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者及び受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

第26条 (工期の変更)

- 1 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対して工期の変更を請求することができる。
- 2 受注者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となった場合、 発注者に対して工期の変更を請求することができる。
- 3 前二項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、発注者と受注者は、その協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、発注者と受注者の間における協議の開始から14日以内にその協議が調わないときは、発注者が合理的な工期を定めた上、受注者に通知するものとし、受注者はこれに従うものとする。
- 4 前項の定めるところにより工期が変更される場合、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日が変更されるときであっても、本事業契約の終了日である令和●年●月●日は、変更されないものとする。

第27条 (工期変更の場合の費用負担)

工期が変更された場合、当該工期の変更により発注者又は受注者において損害、損失又は費用(本事業の遂行にあたり受注者において生ずる追加的な費用を含む。)が生ずるときは、発注者及び受注者は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。

- (1) 当該工期の変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者がこれらを負担するものとし、発注者は、受注者と協議の上、契約金額を増額することにより受注者に対して支払うものとする。
- (2) 当該工期の変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者がこれらを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により決定するものとする。
- (3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者及び 受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協 議により定めるものとする。
- (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者及び 受注者が負担するものとし、別紙2に定めがない事項に関する負担の方法については、 発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

第4節 損害の発生

第28条 (第三者に対する損害)

調査業務、設計業務及び施工業務により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、 受注者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損 害等が受注者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合(本工事の施工に伴い通常避 けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生 じた場合を含む。)で、第 19 条に基づき付保された保険等により填補されないときは、発 注者がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

第29条 (対象設備への損害)

- 1 対象設備の供用開始前に、不可抗力により、対象設備又は工事現場に搬入済みの工事 材料その他建設機械器具等に損害又は追加的な費用が生じた場合、受注者は、当該事実 の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた場合、発注者は直ちに調査を行い、損害又は追加的な費用の状況を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する損害又は追加的な費用については、別紙2に定めるところに従い、 発注者及び受注者がそれぞれ負担するものとし、別紙2に定めがない事項に関する負担

の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

第5節 引渡し

第30条 (供用の開始)

受注者は、発注者が供用開始予定日に(同日を含む。)対象設備を供用開始できるよう、 供用開始予定日までに対象設備を整備した上、第24条第1項の定めるところに従って完成 確認書を受けるものとする。

第31条 (供用開始の遅延)

- 1 受注者の責めに帰すことのできない事由により対象設備の供用開始が供用開始予定日より遅延した場合、発注者は、当該遅延に伴い受注者において生ずる損害及び費用(本事業を遂行するにあたり受注者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。)を負担するものとし、発注者は、発注者と受注者との間の協議により決定されるところに従って、受注者に対してこれを支払うものとする。ただし、当該遅延が不可抗力又は法令変更によるときは、別紙2の定めるところにより発注者及び受注者がそれぞれ負担するものとし、別紙2に定めがない事項に関する負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。
- 2 受注者の責めに帰すべき事由により一部の対象設備の供用開始が供用開始予定日より 遅延した場合、受注者は、供用開始予定日から実際に各対象設備の供用が開始された日 までの期間(実際に供用された日は含まない。)について、当該供用開始されなかった対 象設備にかかる契約金額に相当する額(なお、対象設備ごとの契約金額については、実施 設計図書に記載する。)につき年 2.5%の割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日 数に応じて日割り計算により、直ちに発注者に対して支払うものとし、また、当該遅延損 害金を超える損害又は費用(本事業を遂行するにあたり受注者において当該遅延により 生ずる追加的な費用を含む。)があるときは、受注者はそれらを負担し、直ちに発注者に 対して支払うものとする。
- 3 本事業契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更された場合には、前項の遅延損害金は、発注者と受注者とが合意の上変更した供用開始予定日よりも遅れたときに、発生するものとする。

第32条 (契約不適合責任)

1 発注者は、本工事及び設備データベース構築に係る整備部分に契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が軽微であり、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、それぞれ供用が開始され た日から1年以内にこれを行うものとする。
- 3 前二項にかかわらず、発注者は、その完成確認の際に、設備機器本体等に契約不適合があることを知ったときは、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、当該完成確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、この限りでない。
- 4 対象設備の全部又は一部が第1項の契約不適合により滅失又は毀損したときは、発注 者は、第2項に定める期間内で権利を行使しなければならない。

第4章 維持管理

第1節 総則

第33条 (維持管理業務)

- 1 受注者は、第24条第1項に従い発注者から完成確認書の交付を受けた後直ちに、維持 管理業務を開始するものとする。
- 2 受注者は、関係法令を遵守の上、本事業契約に従って、維持管理業務を実施する。
- 3 維持管理業務に関する要求水準書の記載は、設計変更を除き、合理的な理由に基づき 発注者又は受注者が請求した場合において発注者と受注者が合意したときに限り、その 内容を変更することができる。

第34条 (維持管理体制の整備)

- 1 受注者は、対象設備のそれぞれの供用開始に先立って、維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務を遂行するために必要な研修等を行うものとする。
- 2 受注者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ、要求水準書に従って維持管理 業務に係る体制(以下「維持管理体制」という。)が整備された時点において、発注者に 対して報告を行うものとする。

第35条 (維持管理体制の確認)

- 1 発注者は、前条第2項に定めるところの報告をされた後、要求水準書に従った維持管理体制がとられていることを確認するものとする。
- 2 受注者は、供用開始予定日までに、維持管理体制について、要求水準書に基づき、供用 が開始される日以降本事業期間が終了する日までの期間を通じた維持管理業務計画書並 びに維持管理体制、業務分担、緊急連絡体制等に関する業務に必要な書類を作成した上、 発注者に対して提出し、発注者の確認を得るものとする。

第36条 (第三者による実施)

- 1 受注者は、維持管理業務を自ら又は社員若しくは協力企業に委託して実施するものとする。また、受注者は、当該委託を受けた社員をして維持管理業務の一部を他の社員に再委託させることができる。
- 2 受注者は、自ら又は社員若しくは協力企業以外に維持管理業務の全部若しくはその主 たる部分を一括して委託してはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所その他発注 者が求める事項を発注者に事前に通知した上、発注者の事前の承諾を得た場合はこの限 りでない。
- 3 受注者は、維持管理業務の一部を自ら又は社員若しくは協力企業以外の第三者に委託 する場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に届け 出るものとする。
- 4 維持管理業務に関して受注者は、第三者(受注者の社員及び協力企業を含む。)における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、 受注者が責任を負うものとする。

第37条 (年間維持管理業務計画書等の提出)

- 1 受注者は、対象設備の供用が開始された日以降、各事業年度における維持管理業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する7日前までに発注者に対して提出した上、その承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、発注者と非常時又は緊急時の対応について協議した上、要求水準書に記載されるところを踏まえた対応マニュアルを作成し、発注者に対してその写しを提出するとともに、対象施設において保管する。事故その他非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、受注者は、対応マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、発注者に報告する。

第38条 (名簿の提出等)

- 1 受注者は、維持管理業務に従事する者の名簿を発注者に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 発注者は、維持管理業務に従事する者がその業務を行うのに不適当と認められるときは、その事由を明記して、受注者に対しその交代を求めることができ、受注者はこれに従うものとする。

第39条 (対策)

受注者は、自己の責任及び費用において、維持管理業務に関して合理的に要求される範囲 の施設利用者対策を実施する。対策の実施について、発注者は受注者に対して必要な協力を 行うものとする。

第40条 (対象設備の修繕)

- 1 維持管理業務開始時以後、対象設備の修繕を行う必要が生じた場合には、受注者は、自 己の責任と費用負担において、かかる修繕を行うものとする。
- 2 年間維持管理業務計画書に記載のない修繕を行う必要が生じた場合、受注者は、事前 に発注者に対してその内容その他発注者が求める事項を通知し、かつ、発注者の事前の 承諾を得るものとし、発注者がかかる修繕を承諾したときは、発注者と受注者との間の 協議により定めるものとする。

第2節 モニタリング

第41条 (事業報告書)

- 1 受注者は、対象設備の供用が開始された日から令和●●年3月31日までの間、要求 水準書に基づき、対象設備の維持管理状況を正確に反映した年次事業検証報告書(以下 「業務報告書」という。)を毎年度維持管理業務終了後に作成するものとする。
- 2 受注者は、前項の定めるところに従って作成した業務報告書を発注者に対して提出するものとする。

第42条 (モニタリングの実施)

- 1 発注者は、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務に関し、対象設備が利用可能であること並びに要求水準書に示された業務の水準及び内容に従ったサービスが提供されていることを確認するため、モニタリングを実施するものとする。
- 2 発注者は、前項の確認の結果、対象設備の維持管理状況が業務水準を満足していない と判断した場合、受注者に対してその是正を勧告することができるものとする。かかる 是正勧告が行われた場合、受注者は、是正勧告を受けた日から 14 日以内に、それに対応 する業務改善計画書を作成し、発注者に対して提出した上、是正措置をとるものとする。
- 3 発注者は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、 何ら責任を負担するものではない。

第43条 (損害の発生)

受注者は、維持管理業務に際して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、発注者又は第三者が被った損害を負担するものとし、発注者又は第三者の請求後これを賠償するものとする。

第5章 契約金額の支払

第44条 (契約金額の支払)

1 発注者は、受注者に対して、別表1契約金額内訳表記載の整備期間中の整備費、維持管

理期間中の維持管理費及び履行期間の全期間中に発生するその他の費用を別表2のとおり支払うものとし、受注者は支払日の1ヶ月前までに発注者に請求書を提出するものとする。

2 急激なインフレ又はデフレにより本業務に要する費用に大きな変動が生じる場合、発 注者及び受注者は、協議の上合意した場合には、変動後の物価及び賃金を基礎として算 出した変動額分について契約変更を行い契約金額を改定することができる。

第45条 (契約金額の減額)

第42条の定めるところに従い行われたモニタリングの結果、維持管理業務につき業務水準 を満たしていない事項が存在することが発注者に判明した場合、発注者は受注者に対して、 当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、また、契約金額のうち維持管理業 務にかかる費用の減額、返還若しくは支払留保又は維持管理者の変更を求めることができる。 受注者は、これらに従うものとする。

第6章 契約の終了

第46条 (契約期間)

- 1 本事業契約の契約期間は、履行期間と同様までとする。ただし、本事業契約の定めるところに従って本事業契約が解除されたときは、本事業契約は、その時点において終了する。
- 2 受注者は、契約期間の満了による終了にあたっては、発注者に対して、対象設備を発注 者が継続使用できるよう維持管理業務に関して必要な事項を説明し、引継ぎに必要な協力を行うものとする。

第47条 (発注者の任意解除権)

- 1 発注者は、業務が完了するまでの間は、必要があるときは、本事業契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合、受注者に損害及び解除に伴う追加費用(合理的な金融費用、違約金を含む。)を賠償しなければならない。

第48条 (発注者の催告による解除権)

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 整備期間内に整備業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 維持管理業務の全部又は一部の遂行を放棄し、要求水準書等の内容に従った維持管

理業務を行わないとき。

- (3) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (4) 発注者の承諾なく、本業務の全部又は主たる部分を一括して、社員又は協力企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合の他、本事業契約に違反したとき。

第49条 (発注者の催告によらない解除権)

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。
 - (1) 第66条の規定に違反して契約金額に係る債権を譲渡したとき。
 - (2)本事業契約を履行することができないことが明らかであるとき。
 - (3)受注者が本事業契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4)受注者の本事業契約の一部の履行が不能である場合又は受注者が本事業契約の一部 の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を した目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6)前各号に掲げる場合の他、受注者が本事業契約の履行をせず、発注者が前条の催告を しても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかで あるとき。
 - (7) 本業務の履行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者が本事業契約の解除を申し入れたとき。
 - (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額に係る債権を譲渡したとき。
 - (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 社員の役員が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 社員の役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認めら れるとき。
 - エ 社員の役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- オ 社員の役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している と認められるとき。
- カ 業務委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに 該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アから才までのいずれかに該当する者を業務委託契約その他の契約 の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対 して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が本事業契約に関して、次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」とい う。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令 (以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したと き。
 - イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
 - ウ 受注者(受注者が合同社員の場合にあっては、社員、社員の役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により本事業契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

第50条 (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

発注者は、第48条又は前条第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定により契約を解除することができない。

第51条 (受注者の催告による解除権)

受注者は、発注者が本事業契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微で あるときは、この限りでない。

第52条 (受注者の催告によらない解除権)

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。

- (1)契約の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2)契約の履行の中止期間の累積日数が、履行期間の実日数の10分の5を超えたとき。ただし、不可抗力によるものを除く。

第53条 (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

受注者は、第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第54条 (解除等に伴う措置)

- 1 第 48 条、第 49 条、第 51 条又は第 52 条の規定により、本事業契約が解除されたとき、 発注者はその選択により次のいずれかの措置を講じるよう受注者に求めることができ、 この場合、受注者は発注者の求めに従い、引継ぎに必要な協力を行うものとする。
 - (1)発注者の承諾を得た上で、以降の本業務を発注者に引き継ぐ。
 - (2) 発注者の承諾を得た上で、本事業の実施が十分可能な新たな受注者(金融機関等が指定する第三者を含む。)に、以降の本業務を引き継ぐ。
- 2 発注者は、本事業契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分 (以下「既履行部分」という。)を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受ける ことができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する 契約金額の全額を速やかに受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、本事業契約が解除された場合等において、発注者からの貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なくこれを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、本事業契約が解除された場合等において、履行箇所等に受注者が所有する 材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去(発注者に返還する貸与 品、支給材料等については、発注者の指定する箇所へ搬出。以下この条において同じ。) するとともに、履行箇所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は履行箇所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を 処分し、履行箇所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注 者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は 原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 6 第3項及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第48 条又は第49条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第 47条第1項、第51条又は第52条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注 者とが協議して定めるものとする。

第55条 (発注者の損害賠償請求等)

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害 の賠償を請求することができる。
 - (1)整備期間内に整備業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2)維持管理業務の全部又は一部の遂行を放棄し、要求水準書等の内容に従った維持管理業務を行わないとき。
 - (3)本事業契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (4) 第48条又は第49条の規定により、本事業契約が解除されたとき。
 - (5)前四号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額 の 10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければな らない。
 - (1)第48条又は第49条の規定により債務の履行前に本事業契約が解除されたとき。
 - (2)受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、前項第(2)号に該当する場合とみなす。
 - (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年 法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年 法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合においては、整備期間経過後相当の期間内に整備業務を 完了する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数(ただし、不可抗力に よる遅延日数を除く。)に応じ、契約金額(既履行部分がある場合には、当該部分に対す る契約金額相当額を控除した額)につき、年2.5%の割合で計算した額を徴収して整備期 間を延長することができる。

第56条 (受注者の損害賠償請求等)

1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の

賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定により本事業契約が解除されたとき。
- (2)前号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 44 条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第57条 (法令の変更及び不可抗力)

- 1 法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、整備業務ができなくなったとき又は維持管理業務ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、整備業務又は維持管理業務を行うために追加的な費用が必要な場合、受注者は発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本事業契約及び要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。
- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から30日以内に前項の協議が整わない場合、発注者は受注者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。 受注者は、かかる指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害又は追加的な費用の負担は、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に 第1項の協議が整わない場合、発注者は、本事業契約の全部又は一部を解除することが できるものとする。

第58条 (保全義務)

受注者は、解除の通知がなされた日から維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、自らの管理下にある対象設備について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

第59条 (関係書類の引渡し等)

- 1 受注者は、本業務の引継ぎが行われた場合には、引継ぎの完了と同時に、発注者又は発注者の指定する第三者に対して、実施設計図書及び竣工図書、その他対象設備の整備及び修補にかかる書類並びに受注者が用いた維持管理業務に関する運用マニュアル、申し送り事項その他、本業務の履行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。
- 2 発注者は、前項に基づき提出を受けた図書等を、整備業務の継続、対象設備の維持管

理、その他本事業の遂行のために、無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。)することができるものとし、受注者は、発注者によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

第7章 雜則

第60条 (公租公課の負担)

本事業契約に関連して生じる公租公課は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、受注者がこれを負担するものとする。ただし、本事業契約締結時点において発注者及び受注者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が受注者に発生した場合、受注者は、その負担及び支払方法について、発注者と協議することができる。

第61条 (協議義務)

- 1 本事業契約において発注者及び受注者による協議が予定されている事由が発生した場合、発注者及び受注者は、速やかに事項に定めるところの協議の開催に応じるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、協議にあたって誠意をもって対応するものとする。

第62条 (金融機関等との協議)

発注者は、本事業の継続性を確保するため、金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

第63条 (秘密保持)

発注者及び受注者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員及び従業員又は自己の代理人並びに金融機関等の役員及び従業員以外の第三者に漏らし、また、本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

第64条 (著作権等)

- 1 受注者は、発注者に対し、発注者が対象設備の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得 た場合はこの限りではない。
 - (1)対象設備の内容を公表すること。

(2)対象設備に受注者の実名又は変名を表示すること。

第65条 (著作権の侵害防止)

- 1 受注者は、対象設備が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任 及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなけれ ばならない。

第66条 (権利等の譲渡制限)

- 1 受注者は、本事業契約に基づき発注者に対して有する本事業にかかる債権の全部又は 一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分をすることができない。 ただし、発注者の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、本事業契約その他本事業に関して発注者との間で締結した契約に基づき受注者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分をすることができない。ただし、発注者の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

第67条 (遅延利息)

受注者が本事業契約に基づき行うべき支払を遅滞した場合、受注者は、未払い額につき遅延日数に応じ年 2.5%の割合 (1年を 365 日とする日割計算とする。) で計算した額の遅延利息を付した上で、発注者に対して支払うものとする。

第68条 (管轄裁判所)

本事業契約に関する紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第69条 (疑義に関する協議)

本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

(別紙1) 実施箇所

No	管理部署	施設名
1	健康づくり課	保健センター戸田分館
2	健康づくり課	戸田診療所
3		沼津福祉プラザ
	福祉企画課・健康づくり課	(・沼津夜間救急医療センター)
4	こども未来創造課	北部保育所
5	こども未来創造課	西浦保育所
6	こども未来創造課	大平こども園乳児部
7	こども未来創造課	大平こども園幼児部
8	こども未来創造課	金岡保育所
9	こども未来創造課	大岡保育所
10	こども未来創造課	ときわ保育所
11	こども未来創造課	戸田こども園
12	こども未来創造課	児童発達支援センターみゆき
13	こども未来創造課	ましたか 学国
	(こども家庭センター)	あしたか学園
14	学校施設課・ウィズスポーツ課	第一小学校(夜間照明含む)
15	学校施設課・ウィズスポーツ課	第三小学校 (夜間照明含む)
16	学校施設課	第四小学校
17	学校施設課・ウィズスポーツ課	第五小学校(夜間照明含む)
18	学校施設課	開北小学校
19	学校施設課	片浜小学校
20	学校施設課	大岡小学校
21	学校施設課・ウィズスポーツ課	愛鷹小学校 (夜間照明含む)
22	学校施設課	原小学校
23	学校施設課	香貫小学校
24	学校施設課	門池小学校
25	学校施設課	今沢小学校
26	学校施設課	沢田小学校
27	学校施設課	原東小学校
28	学校施設課・ウィズスポーツ課	大岡南小学校 (夜間照明含む)
29	学校施設課	第一中学校
30	学校施設課	第三中学校
31	学校施設課・ウィズスポーツ課	第四中学校(夜間照明含む)
32	学校施設課	第五中学校

No	管理部署	施設名
33	学校施設課・ウィズスポーツ課	片浜中学校(夜間照明含む)
34	学校施設課・ウィズスポーツ課	金岡中学校 (夜間照明含む)
35	学校施設課	大岡中学校
36	学校施設課	愛鷹中学校
37	学校施設課・ウィズスポーツ課	原中学校(夜間照明含む)
38	学校施設課・ウィズスポーツ課	今沢中学校(夜間照明含む)
39	学校施設課・ウィズスポーツ課	門池中学校(夜間照明含む)
40	学校施設課	長井崎小中一貫学校
41	学校施設課	静浦小中一貫学校
42	学校施設課	戸田小中一貫学校
43	市立高校	市立高校
44	図書館	沼津市立図書館
45	図書館	戸田図書館
46	地域自治課	旧西浦小学校 屋内運動場
47	ウィズスポーツ課	市営野球場
48	ウィズスポーツ課	大岡公園運動場
49	ウィズスポーツ課	西部市民運動場
50	ウィズスポーツ課・文化振興課	旧静浦西小学校(文化財センター)
51	資産活用課	本庁舎
52	地域自治課	大岡地区センター
53	地域自治課・市民課	大平地区センター
54	地域自治課・市民課	浮島地区センター
55	地域自治課	第一地区センター
56	地域自治課	原地区センター
57	地域自治課・危機管理課	第四地区センター・沼津南消防署
58	地域自治課・市民課	静浦地区センター
59	地域自治課	第五地区センター
60	地域自治課	片浜地区センター
61	地域自治課	第三地区センター
62	地域自治課	門池地区センター
63	地域自治課	今沢地区センター
64	地域自治課・市民課	内浦地区センター
65	地域自治課・観光戦略課・市民課	戸田地区センター・くるら戸田
66	長寿福祉課	千本プラザ
67	観光戦略課	キラメッセぬまづ

No	管理部署	施設名
68	クリーンセンター管理課	衛生プラント
69	危機管理課	沼津北消防署
70	長寿福祉課	戸田デイサービスセンター
71	観光戦略課	沼津港水門展望施設
72	水産海浜課	らららサンビーチ
73	緑地公園課	沼津御用邸記念公園
74	文化振興課	明治史料館
75	文化振興課	若山牧水記念館
76	生涯学習課	ゆめとびら舟山
77	クリーンセンター管理課	最終処分場

(別紙2) 予想されるリスクと責任分担表

			負担	旦者
	リスクの種類	リスク内容		受注者
	募集要項、要求水 準書の誤り	記載事項に重大な誤りのあるもの	0	
	提案書の誤り	LED化事業の提案が達成できない場合		0
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		\circ
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		0
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		0
全	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	0	\circ
全般	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険	○*2	
		発注者の指示	0	
	本事業の 中止・延期	周辺住民等の反対によるLED化事業の中止・延 期	0	
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの		
		受注者の事業放棄、破綻によるもの		0
		発注者の本事業放棄、破綻によるもの	0	
	不可抗力	天災などによる変更・中止・延期	0	○*1
調査・	物価	急激なインフレ・デフレ等 (設計費に対して影響のあるもののみを対象 とする。)	○*3	○*3
設	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	0	
設計業務		数量変更によるもの	0	0
務		受注者の指示・判断によるもの		0
	資金調達	必要な資金の確保に関すること。		0
	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○*1
	不可抗力	天災などによる変更・中止・延期	0	○*1
14-	物価	急激なインフレ・デフレ等 (工事費に対して影響のあるもののみを対象 とする。)	○*3	○*3
施工	用地の確保	資材置き場の確保		0
施工業務		発注者の指示条件・指示不備によるもの	0	
477	設計変更	受注者の指示・判断の不備によるもの		0
	工事"展7%、土冶工	発注者の責による工事遅延・未完工による引渡 しの遅延	0	
	工事遅延・未完工	受注者の責による工事遅延・未完工による引渡 しの遅延		0

	工事費増大	発注者の指示・承諾による工事費の増大	0	
	上 尹 貫增入	受注者の指示・判断によるもの		0
	性能	要求仕様不適合		0
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた 損害		0
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		0
	不可抗力	天災などによる変更・中止・延期	\circ	○*1
⇒nı	// * * *	発注者の指示条件・指示不備によるもの	\circ	
備	仕様変更	受注者の指示・判断の不備によるもの		0
デー		発注者の責による構築遅延	0	
タ	構築遅延・未完工	受注者の責による構築遅延		0
設備データベース構築業務		発注者の指示・承諾による構築費の増大	0	
ス 構	構築費増大	受注者指示・判断によるもの		0
築業		要求仕様不適合		0
務	物価	急激なインフレ・デフレ等 (構築費に対して影響のあるもののみを対象	○*3	○ * ³
	計画変更	とする。) 用途の変更等発注者の責による本事業内容の 変更		
		受注者が必要と考える計画変更		\circ
	立ち入りの許可	必要な施設への立入りの許可が下りない場合のLED化事業未遂行	0	
	維持管理費の上 昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増 大	0	0
	対象設備の損傷	発注者の故意・過失又は施設に起因する対象設備の損傷	0	
		受注者の故意・過失に起因する対象設備の損傷		\circ
維持	施設損傷	受注者の故意・過失又は対象設備に起因する施 設・設備の損傷		0
維持管理業務	旭以1月杨	不可抗力以外のその他の原因による施設・設備 の損傷	0	0
務	契約内容不適合	対象設備に関する契約の内容に適合しない場 合		0
	第三者賠償	維持管理期間における対象設備起因による第 三者への損害賠償義務	O**2	
	不可抗力	火災、落雷、破損、雪害、風害、電気的・機械 的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によ って生じた損害		O**2
		地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害及び戦争、暴動、変乱による損害	O**2	
	修繕時のリスク 負担について	修繕時の工事に対するリスク補償は受注者が 加入する保険の範囲内にて対応する		0
	機器の不良	対象設備が所定の性能を達成しない場合		0

	光熱費単価	光熱費単価の変動	0	
	エネルギー消費	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方 法の顕著な変更	0	
	量	上記以外の変動要因の場合	\circ	\circ
	支払遅延·不能	支払いの遅延・不能によるもの	\circ	
その	金利	市中金利の変動	\circ	
他業務	設備の不良	対象設備が所定の性能を達成しない場合		\circ
務	光熱費単価 光熱費単価の変動		\circ	
(支 払	ベースラインの 調整	機器の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の変更	0	
· 計 測		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超えてLED化設備が所定の性能を達成しない場合	0	
検 証		上記以外の変動要因の場合	0	\circ
· 保 証	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む。)		0
証)		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		0

注(1)○^{※1} (計画・設計・施工段階における第三者賠償又は不可抗力) について計画・設計・施工段階において、第三者賠償を伴う事故又は不可抗力による損害については、受注者が加入する保険で賄うものとする。ただし、保険金額の超過部分及び保険対象外の部分については発注者が負担するものとする。

注(2)○*² (維持管理期間中における保険、第三者賠償又は不可抗力)について維持管理期間中において、受注者の契約内容不適合によるものではない、第三者賠償を伴う事故又は不可抗力による損害については、受注者が加入する保険で賄うものとする。ただし、保険金額の超過部分及び保険対象外の部分については発注者が負担するものとする。

注(3)○^{※3} 履行期間中における急激な物価変動によりコストが変動する場合、協議の上決定する。

(別紙3) 定義集

- (1) 「維持管理期間」とは、本事業契約に基づいて受注者が維持管理業務を実施する期間をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、仕様書8記載の維持管理業務をいう。
- (3) 「基本協定書」とは、発注者と代表企業及び構成企業との間で令和●年●月●日付で締結された公共施設 LED 化事業基本協定書(その後の変更を含む。)をいう。
- (4) 「金融機関等」とは、受注者に対し、本事業の実施のために資金提供を行う金融機 関等をいう。
- (5) 「供用開始予定日」とは、令和●年●月●日をいう。
- (6) 「協力企業」とは、構成企業が実施しない業務、または構成企業の下請業務及び資 材納入業務を実施し、かつ受注者である合同会社へ出資をしない企業をいい、株式 会社●●をいう。
- (7) 「契約金額」とは、発注者が受注者に支払う、本事業の実施の契約金額をいう。
- (8) 「構成企業」とは、受注者である合同会社へ出資をする企業をいい、●株式会社、 ●株式会社を個別に又は総称していう。
- (9) 「合理的な金融費用」とは、受注者が本事業の実施に係る資金を調達するために金融機関等との間で締結する金銭消費貸借契約に基づく一切の債務の履行に要した費用(同金銭消費貸借契約に基づく利息債務、元本債務を含むがこれに限られない。)、権利行使費用、保全費用のうち、金融機関等が合理的に計算した範囲の金額をいう。
- (10) 「社員」とは、合同会社である受注者の社員たる地位を有する者を個別に又は総称していう。
- (11) 「仕様書」とは、別紙仕様書(その後の変更を含む。)をいう。
- (12) 「整備期間」とは、本事業契約に基づいて、受注者が整備業務を実施する期間をいう。
- (13) 「整備業務」とは、調査業務、設計業務、施工業務及び設備データベース構築業務 を個別に又は総称していう。
- (14) 「施工業務」とは、仕様書3(3)記載の施工業務及びそれに付随する業務をいう。
- (15) 「設計業務」とは、仕様書3(2)記載の設計業務及びそれに付随する業務をいう。
- (16) 「設備データベース構築」とは、仕様書3 (5) (ア) 記載の、設備データベース 構築業務に基づき構築される、対象設備の設置年月日・設置場所・移設年月日・現 地設置場所・設置概要(灯具仕様・施工者名等)設置部位(灯具本体、部品、その 他)平面図(配置図面等※PDF添付可)で構成される設備管理台帳(エクセルファイ ル)をいう。
- (17) 「設備データベース構築業務」とは、仕様書3 (5) (ア) 記載の設備データベース構築業務をいう。
- (18) 「対象設備」とは、別紙 1 記載の公共施設に係る、本事業における施工業務の対象 となる LED 化照明設備を個別に又は総称していう。

- (19) 「代表企業」とは、●株式会社をいう。
- (20) 「調査業務」とは、仕様書3(1)記載の調査業務及びそれに付随する業務をいう。
- (21) 「提案書」とは、代表企業及び構成企業及び協力企業が本事業の事業者選定手続に おいて発注者に提出した本事業の実施に係る提案書類一式(発注者が当該提案書類 一式の詳細を明確にするために、本事業契約の締結までに提出を求めた資料その他 の情報を含む。)をいい、内容の明確化にあたり、発注者と代表企業及び構成企業 並びに協力企業が本事業契約の締結までに確認した事項を含む。
- (22) 「募集要項」とは、市が本事業の事業者選定手続において、令和●年●月●日に公表した募集要項(公表後の追加及び変更を含む。)及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (23) 「本工事」とは、各対象施設における対象設備の設置工事を個別に又は総称していう。
- (24) 「本業務」とは、調査業務、設計業務、施工業務、設備データベース構築業務及び 維持管理業務を個別に又は総称していう。
- (25) 「本事業」とは、第1条第1項に定める公共施設 LED 化事業をいう。
- (26) 「要求水準書」とは、発注者が本事業の実施にあたり、受注者に履行を求める要求 水準を示す書類をいい、市が令和●年●月●日付で公表した公共施設 LED 化事業要 求水準書(公表後の追加及び変更を含む。)及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (27) 「要求水準書等」とは、要求水準書及び仕様書を個別に又は総称していう。
- (28) 「履行期間」とは、令和●年●月●日から令和●年●月●日をいう。

(別表1) 契約金額内訳表

(1)契約金額総額(単位 円)

事業費	消費税	契約金額総額	
, 000	, 000	, 000	

(2)契約金額総額内訳(単位 円)

期間	項目	詳細	税区分	金額	うち消費税
	実施設計費	調査・設計		, 000	(,000)
		工事監理費		, 000	(, 000)
		直接工事費		, 000	(, 000)
整	更新工事費 (全工事監理含む)	共通仮設費		, 000	(, 000)
整備期間		現場管理費		, 000	(, 000)
間		一般管理費		, 000	(, 000)
	設備データベース構築費	使用基準		, 000	(,000)
	運営費	整備期間中	課税区分	, 000	(, 000)
	資金管理手数料	整備期間中	区分	, 000	(, 000)
		工事監理費		, 000	(, 000)
	保守管理費 (全工事監理含む)	直接工事費		, 000	(, 000)
維持		共通仮設費		, 000	(,000)
管理		現場管理費		, 000	(,000)
維持管理期間		一般管理費		, 000	(, 000)
	運営費	維持管理期間中		, 000	(, 000)
	実績報告作成費	維持管理期間中		, 000	(, 000)
	整備期間保険料	組立保険		, 000	(, 000)
	維持管理期間保険料	火災・損害賠償	⊣ 뇬	, 000	(, 000)
全そ期の	諸課税	全期間中	非課	, 000	(, 000)
間他	利子総額	金利●. ●% (契約締結時)	税	,000	(, 000)
	緊急対応費・予備費 全期間中			, 000	(,000)
	契約金額	頁総額		, 000	(, 000)

金利※について

「利子総額」は、建中ローンと長期ローンのそれぞれに係る支払利息の総額として算定されるものとするが、上記の「金利※●. ●%」は、受注者が事業提案時に提示した資金計画表において設定した金利(TONA ベース 10 年もの(円/円)金利スワップレート基準金利●. ●%+金融機関スプレット 0. ●00%)であり、「利子総額」の「●千円」は、この利率に基づいて仮に算定したものである。実際の支払金額は、建中ローンと長期ローンのそれぞれについて、以下に定める方法にて算定した金額とする。

(1) 建中ローンの支払利息について

以下の算式にて計算された金額とする。

建中ローンの元本金額(※1) × 貸付期間の実日数(※2) ×適用利率(年率)(※3) ÷ 365 (1円未満切捨て)

- ※1 金●,000 円の想定だが、実際の建中ローンの貸付元本金額に従う。
- ※2 ●ヶ月の想定だが、貸付実行日から長期ローンへの切替えが行われる日までの期間の実日数によるものとする。
- ※3 適用利率(年率)は、提案時の想定金利である●. ●%とする。ただし、受注者が金融機関等から本事業実施のための資金を調達する際に適用される利率(基準金利である全銀協 TIBOR (6ヶ月)の利率に、0. ●%のスプレッドを加えた利率とする。以下「建中ローン適用利率」という。)が、●. ●%を上回る利息計算期間が生じた場合については、当該利息計算期間における適用利率(年率)は、建中ローン適用利率によるものとする。

(2) 長期ローンの支払利息について

以下の算式にて計算された金額とする。

長期ローンの元本金額(※1) × 貸付期間の実日数(※2) ×適用利率(年率)(※3) ÷ 365 (1円未満切捨て)

- ※1 金●,000 円の想定だが、実際の長期ローンの貸付元本金額に従う。
- ※2 10年の想定だが、長期ローンの貸付実行日から最終償還日までの期間の実 日数によるものとする。
- ※3 適用利率(年率)は、Refinitiv(登録商標)より提供されている、長期ローンの貸付実行日の2営業日前の午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース10年もの(円/円)金利スワップレート(ゼロを下回る場合は、ゼロとする。)に、0.800%のスプレッドを加えた利率とする。

上記(1)及び(2)により算定された利子総額が、上記「利子総額」の「●千円」から変動した場合には、別表2の契約金額の支払記載の各支払期日における支払金額記載の支

払金額の額は、変動後の「利子総額」を踏まえ、発注者と受注者との協議の上、変更するものとする。

保険について

維持管理期間中に発生する、発注者起因による修繕や雷、火災等不可抗力による修繕及び、 第三者賠償を伴う事故の場合は、発注者が加入している企業総合補償保険及び賠償責任保 険にて、修繕費及び第三者賠償に対応する。

(別表2) 契約金額の支払

令和●年●月●日から令和●年●月●日において

履行期間中の契約金額総額	金 ,000円
	(うち消費税及び地方消費税額 ,000円)

契約金額の支払日及び各支払日における支払金額

令和●年●月●日から令和●年●月●日において

カ和 の中の 方の自からも和 の中の 方の自体にある。 (
回数	支払日	各支払日における支払金額
第1回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第2回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第3回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第4回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第5回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第6回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第7回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第8回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第9回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円
第 10 回 (令和●年度分)	令和●年●月●日	金,000円